

第1章 基本的な理念

基本的な理念とは、市民、事業者、行政など全てのまちづくりの主体が共有し、大切にしたいまちづくりの姿勢であり、まちづくりに取り組む際に、常に立ち返るべき基本的な考え方です。

「小平市自治基本条例」の前文では、小平市の地域性や将来に向けてどのようなまちを目指すのかについて明らかにし、小平市の自治の規範として条例を制定する旨を宣言しています。

「小平市自治基本条例」前文

私たちのまち「こだいら」は、武蔵野台地のほぼ中央に在り、江戸時代に玉川上水の開通による新田開発によって開け、水と緑豊かなまちになりました。今も玉川上水と野火止用水に囲まれ、武蔵野の自然に恵まれた住宅都市であり、多くの大学を有する学園都市でもあります。

私たちは、先人が開き、長年培ってきたこのまちの水と緑豊かな環境や文化を守り、持続可能なまちをつくり、次世代へ手渡したいと願います。

私たちは、互いの人権を尊重し、違いを認め合い、命を大切に作る心をはぐくみ、平和の実現に尽くします。

私たちは、暮らしと仕事と学びそして文化の調和のとれた豊かな地域社会を築き、住むことが誇りに思えるまち「こだいら」を目指します。

そのために私たちは、市政を議会及び市長に信託するとともに、参加や協働を通じて、市民自治のまちづくりを進めます。

今ここに私たちは、小平市の自治の基本理念と進め方を明らかにする規範として、この条例を定めます。

この、小平市自治基本条例の前文の考え方を踏まえ、次のとおり基本的な理念を定めます。

～基本的な理念～

私たちは互いに認めあい、支えあい、助けあい、安全安心に住み続けられるまちづくりのために力を合わせます。そして、「こだいら」の豊かな環境を守り、文化を育て、次の世代に伝えます。

(以下、基本的な理念を共有するうえでの視点について記述予定)

- ・多様性社会において隣人を思い、遠く離れている物事について思いを馳せる、他者への思いやりが根底であること
- ・過去から現在、そして市制施行 100 周年（2062 年）まで小平市のまちづくりを確実につないでいくことが重要であること。

など

第2章 めざす将来像

基本的な理念を踏まえ、12年後に目指す小平市の姿として、次のように将来像を設定します。

骨子案に対する意見を踏まえ、検討します。

骨子案に対する市民意見より

<p>(全般に関して)</p> <ul style="list-style-type: none"> もう少し具体的な部分があった方が目指しやすい。 住環境と経済的発展のいずれを重視するか、大きく分かれる部分。 「ブチ田舎」は良い点。目指すというより維持すべきもの。 <p>(自然環境、住みやすさ、暮らしやすさ、今ある良さをいかすことに着目)</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然が豊かで、のんびりしていて、心が落ち着く。 緑があふれ環境にやさしい、支えあうまち。 東京のプロバンスをめざして、カンパーニュ東京・小平。 今ある魅力を壊すことなく、調和のとれたまちづくりを。 豊かな環境、文化を守るまち。 住みやすく、交流できるまち。 誇りを忘れず平和なまち。 発展や進化だけでなく、みんなで小平を守っていく。 	<p>(共創、つながり、多様性、インクルージョンに着目)</p> <ul style="list-style-type: none"> みんなの声と絆で成長していくまち。 魅力づくり、働く女性、外国人、地域組織、若い世代。 全ての世代が共に尊重され活躍できるまちに。 バリアフリーで障がいのある人も暮らしやすいまち。 <p>(発展、活力、未来に着目)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「働けるまち」「地域資源」は目指すキーワード。 子ども、若者の未来をつくる 活力とつながりのまち。 光り輝き幸福へGO! 若者を中心とした活気あるまち。 ふるさとの伝統と誇りを胸に発展するまち。 空き家等をなくし、土地を有効活用(公園等)。 スーパー等を増やしてまちを豊かに。
--	--

骨子案に対する市民意見結果を踏まえた審議会意見

<p>(全般に関して)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第三次長期総合計画の将来像は抽象的。具体的な将来像を。 わかりやすく、ダイナミックなフレーズを。 成長から成熟へのパラダイムシフト。 SDGsのゴールのどの部分に意識的に取り組むのか。 働き方も、暮らしも劇的に変わる。 <p>(自然環境、住みやすさ、暮らしやすさ、今ある良さをいかすことに着目)</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全安心で安定したこだいら、緑豊かで発展するまちこだいら。 ふるさとをイメージさせる言葉として「あたたかいまち」。 市民が輝く、緑繋がる快適生活都市こだいら。 今ある魅力をどう活用するのか。 <p>(発展、活力、未来に着目)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の活性化(地域コミュニティ、商業)をベースに利便性と安心安全の確立 	<p>(共創、つながり、多様性、インクルージョンに着目)</p> <ul style="list-style-type: none"> つながり、共に創る。 共に学び、共に創る 学園都市(文化のまち)こだいら。 共に未来を創る調和のとれたまち こだいら。 障がいのある方に優しく、みんなにやさしいまち。 だれひとり取り残さない。 住宅都市から、地域で学び、働き、子育てをし、生活を支えあえるまちへの脱却。 認めあい、支えあう全世代が安全に暮らす緑の多いまちこだいらをベースに。 <p>(ひとづくり、学び、教育に着目)</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育、学ぶということを前面に出す。 ひとづくりが一番大切。一人で歩く、人を背負う人を育てる。 個々が健康で安心して暮らせる町。
--	---

第3章 取組の方向性

1

基本構想の体系

小平市では多くの方が住み、働き、学び、活動しています。まちづくりには、その主役となる「ひと」、人が営む日々の「暮らし」、そして、「ひと」や「暮らし」のステージとなる「まち」が重要な要素となります。

将来像の実現に向けては、ひとが育ち、学び、新たな価値を創造する「ひとづくり」、多様性を認めあい、つながり、共生する「くらしづくり」、自然と調和した、快適で、魅力ある「まちづくり」の3つの基本目標に沿って取組を展開します。さらに、「ひとづくり」、「くらしづくり」、「まちづくり」を横断するプロジェクトを設定します。

そして、「ひと」や「もの」などの資源を活用し、「ひとづくり」、「くらしづくり」、「まちづくり」を進める「自治体経営方針」を定めます。

基本目標（ひとづくり、くらしづくり、まちづくり）、基本目標横断プロジェクト、自治体経営方針の体系図（イメージ図）を挿入予定。

基本目標と自治体経営方針

- ・施策の展開（実施）を担保するための、通底する考え方と方策を基本目標とは分けて「自治体経営方針」として示す。
- ・「自治体経営方針」は、基本構想の一部を構成するもので、3つの基本目標に向けた各種の施策を着実に実施するためのもの。
- ・行政が保有する資源の最適配置、組織における執行体制、運営の仕組み・ルールなど行政内部の変革に加え、サービスの提供方法、提供主体のあり方、市民等の関与など、多様な地域資源による課題解決も範疇に含めたもの。
- ・これまでの行財政再構築方針を引き継ぎつつ、市行政としての基本的な考え方、とるべき姿勢を指し示すもの。

など記述予定。

2 基本目標

基本目標 I ひとづくり -人が育ち、学び、新たな価値を創造するまち-

(基本目標 I のビジョンを記述します。)

方針 1 子どもの育ちと自立を支援する (子育て支援、学校教育、若者活躍)

(方針 1 の取組の方向性を記述します。)

方針 2 全世代、元気にはつらつと過ごす (健康づくり、スポーツ、生涯学習)

(方針 2 の取組の方向性を記述します。)

方針 3 まちの誇りを受け継ぎ、発展させる (歴史、文化芸術)

(方針 3 の取組の方向性を記述します。)

基本目標Ⅱ 暮らしづくり -多様性を認めあい、つながり、共生するまち-

(基本目標Ⅱのビジョンを記述します。)

方針4 誰もが尊重され、活躍できる社会の実現(男女共同参画、障がい者支援、多文化共生)

(方針4の取組の方向性を記述します。)

方針5 様々な絆で支えあう(介護、保健福祉、生活支援)

(方針5の取組の方向性を記述します。)

方針6 地域力をいかした地域づくり(地域コミュニティ、安全・安心)

(方針6の取組の方向性を記述します。)

基本目標Ⅲまちづくり -自然と調和した、快適で、魅力あるまち-

(基本目標Ⅲのビジョンを記述します。)

方針7 水やみどりを保全・創出し、環境にやさしい循環型社会を形成する (緑、環境、資源循環)

(方針7の取組の方向性を記述します。)

方針8 安全で、住みやすいまちを形成する (市街地整備、道路、交通)

(方針8の取組の方向性を記述します。)

方針9 地域資源をいかし、活力と交流を生み出す (商工業、都市農業、観光)

(方針9の取組の方向性を記述します。)

3 基本目標横断プロジェクト

基本目標横断プロジェクトは、第四次長期総合計画の基本目標である「ひとづくり」「くらしづくり」「まちづくり」を横断し、計画期間中の12年で築くものが、今後のまちづくりにつながるものとしての位置付けです。

自助・共助・公助により、防災減災を強化します。

- ・今後想定される首都直下型地震や大型台風の到来等、東日本大震災等や気候変動等を踏まえ、ひとづくり・くらしづくり・まちづくりの観点からまとめる予定。
- ・国土強靱化地域計画も視野に入れ、示す予定。

新たな地域拠点とコミュニティの創出に取り組みます。

- ・今後の公共施設マネジメントに伴う、サービスの拠点化、公共施設を拠点とした新たな地域コミュニティの創出について、ひとづくり・くらしづくり・まちづくりの観点からまとめる予定。

4

自治体経営方針

(自治体経営方針の考え方について以下内容等を記述予定)

- ・これから、社会全体が大きな変化を迎える中でも、3つの基本目標により将来都市像の実現を図るためには、多様な地域資源が結びつきを強めることが重要になってくる。
- ・執行機関としての自治体であると同時に、今後ますます、地域自治のコーディネーターとしての役割を鮮明に意識する必要がある（市民等の関与）。
- ・さらに、市民等との関係において、従来の「行政サービスの担い手」としてだけでなく、経営資源、ノウハウなどを市民と行政が共有し、一体となって地域課題の解決に当たっていくことができるような関係性の構築を図る必要がある。
- ・また、前例にとらわれない発想を生かした施策展開や、説明責任に耐えうる十分な根拠に基づく意思決定、リスクへの適切な対応等がいつそう求められる（基盤整備）。
- ・こうしたことから、自治の発展と、より経営感覚に富んだ執行体制を目指し、その基本となる考え方等について「自治体経営方針」として示すこととした。

自治体経営において重視する視点

自治の拡大・深化

小平市では、自治基本条例に基づき、市民、NPO、団体、事業者、教育機関など様々な主体が地域の課題解決に関わってきました。今後は、地域への権限、裁量の移譲も視野に入れつつ、協働により創出される公共サービスの絶対量や領域の拡大、成功事例の蓄積や横展開が求められます。

持続可能な行財政運営

社会経済の成熟に伴い、自治体を構成する重要な要件である人口やインフラ、暮らしを支える地域経済や住宅環境には持続可能性が必要です。市の財政や公共施設など行政組織内のガバナンスや危機管理体制の強化を含め、厳しい局面においても、長期にわたり維持できるよう取り組みます。

ICT 社会への対応

今日の ICT 技術の進歩と実用化は、破壊的イノベーションの到来といわれています。今後、労働力の減少が想定される中、Society5.0 に描かれるスマート自治体を視野に入れた行政運営の効率化や、公共サービスの価値向上の観点で、こうした新技术を積極的に取り入れ活用します。

多様な職員が活躍する市役所

多様性が尊重される社会において、行政がもつ重要な資源である職員についても、時間的、物理的制約の有無に関わらず、その能力が最大限に発揮されることが必要です。労働環境にも配慮しつつ、リーダーシップのもと、進取の気性や挑戦する組織文化、職場風土の醸成による好循環を図り、生産性の向上や業務の質的向上を目指します。

これらの重要視する視点を背景に、次の方向性に基づき取組を展開します。

方向性1 地域資源の関与

(以下、プログラムにつながる要素等について記述予定)

- 市民等が公共サービスの提供主体として関与する機会の拡大
- 寄付文化等の定着化
- 公民連携手法導入のさらなる検討

方向性2 将来に向けた財政運営、財産活用

(以下、プログラムにつながる要素等について記述予定)

- 健全な財政運営のため、実効性のある歳出削減と歳入確保
- 事務事業の選択と集中をより一層進める
- 公共施設マネジメントの推進（公共施設の複合化・拠点化等）

方向性3 運営・業務体制の効率化

(以下、プログラムにつながる要素等について記述予定)

- 少子高齢社会に対応した、効率的・効果的な業務執行体制の構築
- スマート自治体への転換
- 変化に対応し、リスクを管理する組織体制

方向性4 職員と職場の活性化

(以下、プログラムにつながる要素等について記述予定)

- 公務の執行に際して、職員がその能力を最大限に発揮できる職場環境
- 職員の成長を見据えた制度設計
- 戦略的な人材育成

第1章 個別計画の推進と分野を横断した展開

1 個別計画の推進

長期総合計画基本構想は、まちづくりのあらゆる分野を網羅し、将来の小平市のあるべき姿と進むべき基本的な方向性を市民、事業者、行政などすべてのまちづくりの主体が共有する最上位の計画です。

個別計画は、長期総合計画に基づき、まちづくりの特定の分野に関する個別具体の計画であり、対象となる分野の目標や目標の実現に向け具体的な取組を明らかにするものです。

第四次長期総合計画においては、各分野の具体的な施策事業は、個別計画等に基づき展開します。

■ 分野別の主な個別計画等

主な個別計画等	策定(改定) 年度	計画期間	所管課
基本目標Ⅰ 人が育ち、学び、新たな価値を創造するまち(ひとづくり)			
第二期子ども・子育て支援事業計画	令和元年度	令和2年度～令和6年度	子育て支援課
子ども・若者計画	平成29年度	平成30年度～令和9年度	家庭支援担当
公立保育園の運営のあり方に関する方針	令和元年度	—	保育課
教育振興基本計画	平成24年度	平成25年度～令和4年度	教育総務課
特別支援教育総合推進計画(第二期)・前期計画	令和2年度	令和3年度～令和7年度	指導課
第4次子ども読書活動推進計画	令和元年度	令和2年度～令和6年度	図書館
健康増進プラン	平成29年度	平成29年度～令和4年度	健康推進課
第二次小平市のスポーツ振興の基本方針	平成28年度	平成28年度～令和2年度	文化スポーツ課
文化振興の基本方針	平成28年度	平成28年度～令和2年度	文化スポーツ課
基本目標Ⅱ 多様性を認めあい、つながり、共生するまち(くらしづくり)			
アクティブプラン21(第三次小平市男女共同参画推進計画)	平成28年度	平成29年度～令和3年度	市民協働・男女参画推進課
第四期地域保健福祉計画・第三期福祉のまちづくり推進計画	平成29年度	平成30年度～令和8年度	生活支援課
地域包括ケア推進計画	令和2年度	令和3年度～令和5年度	地域包括ケア推進担当
障がい者福祉計画	令和2年度	令和3年度～令和8年度	障がい者支援課
第六期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画	令和2年度	令和3年度～令和5年度	障がい者支援課
地域防災計画	平成27年度	—	防災危機管理課
国民保護計画	平成18年度	—	防災危機管理課
空き家等対策計画	平成30年度	令和元年度～令和5年度	地域安全課
基本目標Ⅲ 自然と調和した、快適で、魅力あるまち(まちづくり)			
第三次環境基本計画	令和2年度	令和3年度～令和12年度	環境政策課
みどりの基本計画2010	令和2年度	令和3年度～令和12年度	水と緑と公園課
用水路活用計画	平成6年度	—	水と緑と公園課
下水道プラン	令和2年度	令和3年度～令和12年度	下水道課
一般廃棄物処理基本計画	平成29年度	平成30年度～令和4年度	資源循環課
都市計画マスタープラン	平成28年度	平成29年度～令和8年度	都市計画課
耐震改修促進計画	平成28年度	平成28年度～令和7年度	建築担当
交通安全計画	平成28年度	平成28年度～令和2年度	交通対策課
産業振興基本計画	平成29年度	平成30年度～令和9年度	産業振興課
農業振興計画	平成29年度	平成30年度～令和9年度	産業振興課
観光まちづくり振興プラン	平成25年度	平成26年度～令和5年度	産業振興課
自治体経営方針			
協働の推進に関する指針	平成30年度	—	市民協働・男女参画推進課
公共施設マネジメント基本方針	平成27年度	平成28年度～令和44年度	公共施設マネジメント課
公共施設マネジメント推進計画	平成28年度	平成29年度～令和8年度	公共施設マネジメント課
公共施設等総合管理計画	平成28年度	平成29年度～令和8年度	公共施設マネジメント課

2

分野横断した施策の展開

小平市第四次長期総合計画では、目指す将来像の実現のために取り組む方向性として、3つの基本目標を掲げています。そして、3つの基本目標において方針（施策分野）を体系的に示しています。しかし、実際の市民生活における課題やニーズは、複数の行政分野にわたることが多く、一つの行政分野における取組だけで対応できるとは限りません。

こうしたことから、分野横断的に様々な課題を同時解決し、相乗的な効果が得られるよう、視野を広げてそのような課題やニーズを的確に捉え、より効率的・効果的かつ総合的な視点でまちづくりを進めます。

3

SDGs との関係

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、平成27(2015)年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた令和12(2030)年を期限とする国際社会共通の目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール（目標）、169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。わが国においても、平成28(2016)年5月に「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」を設置し、平成28(2016)年12月に実施指針と8つの優先的課題を決定・発表し、政府が地方自治体を含むあらゆるステークホルダーと協力してSDGsの推進に取り組むことを示しています。

SDGsが示す5つの特徴は、対象や規模は異なるものの目指すべき方向性は小平市のまちづくりとも共通するものであり、長期総合計画を推進することが、SDGs達成にも繋がります。また、人口減少、少子高齢化などをはじめとして、取り組むべき多くの課題を克服するために新たな切り口が求められており、そのための手段としてSDGsを活用した取組が有効となります。

＜SDGsの5つの特徴＞

普遍性：全ての国が行動
 包摂性：「誰一人取り残さない」
 参画型：全てのステークホルダーが役割を
 統合性：社会・経済・環境に統合的に取り組む
 透明性：定期的にフォローアップ

基本目標Ⅰ（ひとづくり）ひとが育ち、学び、新たな価値を創造するまち	
方針1 子どもの育ちと自立を支援する	SDGs17のアイコン表示予定
方針2 全世代、元気にはつらつと過ごす	
方針3 まちの誇りを受け継ぎ、発展させる	
基本目標Ⅱ（くらしづくり）多様性を認めあい、つながり、共生するまち	
方針4 誰もが尊重され活躍できる社会の実現	SDGs17のアイコン表示予定
方針5 様々な絆で支えあう	
方針6 地域力をいかした地域づくり	
基本目標Ⅲ（まちづくり）自然と調和した、快適で、魅力あるまち	
方針7 水や緑を保全・創出し、環境にやさしい循環型社会を形成する	SDGs17のアイコン表示予定
方針8 安全で住みやすいまちを形成する	
方針9 地域資源をいかし、活力と交流を生み出す	

第2章 中期実行プランの策定とPDCAサイクルによる進行管理

1 中期実行プラン

個別計画における主要課題や財政フレームを踏まえ、市の予算を配分して実施する主要施策について4年間の中期的な視点で方向性をまとめます。中期実行プランに掲げる主要施策について、毎年施策評価を実施し、修正や補完などがあれば翌年度以降に反映させます。

中期実行プラン記載内容例

2 進行管理

長期総合計画の着実な推進を図るため、毎年度中期実行プランに掲げる施策の評価を行うなどのPDCAサイクルにより、進行管理を行います。

PDCA 図